

下請債権保全支援事業(債権買取事業) Q&A集

2018年4月1日現在

No.	Q	A
1	申し込んでみたいのですが。	まず、ファクタリング会社にお問い合わせ(電話等)をお願いします。
2	事務の流れは？	ファクタリング会社に申し込んだ後、ファクタリング会社宛に買取対象となる工事契約書等の書類の提出をお願いします。その後、ファクタリング会社の審査を経て、債権を買い取ってもらう形になります。買取料は買取金額から差し引きされる形です。
3	買取対象は？	工事代金債権や工事のために納入した資材の代金が買取の対象となりますが、東日本大震災の復旧対策として導入された経緯から、被災地域外に本社のある下請企業の利用は、被災地での工事の債権に限定されています。なお、被災地域に本社のある下請企業については、全国のどの地域の工事であっても利用は可能です。
4	平成21年ごろ実施された「下請資金繰り支援事業」と異なる点は？	前述のとおり地域を限定していること、助成金の計算方法以外は、ほぼ同じです。
5	被災地域と被災地域外の工事が混在しているが、買い取ってもらえるか？	金額において、概ね半分以上が被災地域の工事であるならば、買取可能です。
6	本制度における手形買取と金融機関での手形割引はどう違うのか？	手形が不渡となった場合、割引においては金融機関から手形を買い戻す義務がありますが、本制度における買取においてはファクタリング会社から手形を買い戻す義務はありません。
7	どういう元請企業(手形の振出人等)が対象か？	支払保証事業に準じます。
8	国からどのようなサポートが受けられますか？(助成はありますか？)	ファクタリング会社制定の買取料率に対し、国(基金)から買取料率の1/3(上限:年率1.5%)の助成があります。具体的な事務処理は、ファクタリング会社が代行します。
9	買取料の支払時期は？	ほとんどが前払い、すなわち買取金と相殺にて清算しているようです。詳しくはファクタリング会社にお問い合わせください。

10	支払保証事業で保証してもらった手形を割引くことと、この事業で買い取ってもらうことの違いは？	手形が不渡となった場合、下請企業に手形を買い戻す義務がない点は同じであり、大まかには変わりません。但し、保証＋割引の場合、手続きが2回にわたることから、事務面や書類面でやや複雑になることがあるかもしれません。
11	複数のファクタリング会社と取引は可能ですか？	可能です。また、近隣に営業所がないファクタリング会社でも例えば郵送で書類をやり取りする等に対応していると聞いていますので、お気軽にご相談ください。
13	申込金額の上限・下限はありますか？	制度上1件当たりの下限金額はありません。一方、上限金額は支払保証事業と合計で6億円です。また、1ファクタリング会社あたり6億円ですので、ファクタリング会社2社と取引すれば理論上は6億円×2＝12億円になります。但し、最終的にはファクタリング会社の審査結果によりますので、6億円に達するまで必ず買取されるわけではありません。また、下限金額を定めているファクタリング会社もありますので、詳しくは直接お問い合わせください。